

**資料 5 - 1**

2 水管第 1 3 8 6 号  
令和 2 年 1 0 月 3 0 日

水産政策審議会  
会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 3 8 年農林省令第 5 号）  
の一部改正について（諮問第 3 4 2 号）

別紙のとおり、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 3 8 年農林省令第 5 号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 1 9 条第 6 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省令第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百十九条第二項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

(いとまきえい科又はさめの販売の禁止)  
 第四十三条 大中型まき網漁業者は、中西部太平洋条約海域若しくはインド洋協定海域においていとまきえい科を採捕し、又は中西部太平洋条約海域においてさめ(よごれ及びくろとがりざめに限る。以下この条において同じ。)を採捕したときは、当該いとまきえい科又はさめを販売してはならない。

別表第四(第二十三条関係)

大臣許可漁業 (略)	制限又は禁止の措置 (略)
かつお・まぐろ 漁業	一、六 (略) 七 中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。 八、三十 (略) 三十一 北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域(次号から第三十四号までにおいて「西大

改正前

(いとまきえい科又はさめの販売の禁止)  
 第四十三条 大中型まき網漁業者は、インド洋協定海域においていとまきえい科を採捕し、又は中西部太平洋条約海域においてさめ(よごれ及びくろとがりざめに限る。以下この条において同じ。)を採捕したときは、当該いとまきえい科又はさめを販売してはならない。

別表第四(第二十三条関係)

大臣許可漁業 (略)	制限又は禁止の措置 (略)
かつお・まぐろ 漁業	一、六 (略) (新設) 七、二十九 (略) 三十 北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域(次号から第三十三号までにおいて「西大

(略)

(略)

三十二～三十六

(略)

西洋の海域」という。)におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。

(略)

(略)

三十一～三十五

(略)

洋の海域」という。)におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。

附 則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

# 漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案 について

(いとまきえい科に関する包括的保存管理措置関係)

令和 2 年 10 月  
水産庁 国際課

## 1 趣旨

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約（平成17年条約第9号）第3条に規定する海域（以下「中西部太平洋条約海域」という。）については、同条約に基づく中西部太平洋まぐろ類委員会（以下「WCPFC」という。）において、資源の保存及び管理のために必要な措置が採択されている。

令和元年12月に開催されたWCPFC年次会合において、中西部太平洋条約海域におけるいとまきえい類の種の保存を確保し、又は厳格な管理を実施するために、

- ① 条約加盟国等においては、いとまきえい科を狙った操業を禁止すること
- ② まき網漁船がいとまきえい科を混獲した場合における、監督当局への引渡し又は廃棄の義務付け（監督当局へ引き渡した場合、当該いとまきえい科の取引は認められないが、自国における自家消費は認められる。）が行われることを定めた保存管理措置が採択された。

これを受け、我が国では、当該保存管理措置を担保し、いとまきえい科の保存及び管理に寄与するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）の一部を改正し（以下「本省令改正」という。）、所要の手当てを行う。

## 2 概要

- (1) 許可省令第23条及び同条に係る別表第4のかつお・まぐろ漁業の項の規定において、かつお・まぐろ漁業における操業上の制限又は禁止が定められている。
- (2) また、許可省令第43条の規定において、大中型まき網漁業者について、インド洋協定海域において採捕したいとまきえい科の販売の禁止及び中西部太平洋条約海域において採捕したさめ（よごれ及びくろとがりざめに限る。）の販売の禁止が定められている。
- (3) このため、本省令改正では、
  - ① 許可省令別表第4のかつお・まぐろ漁業の項第7号の規定において、中西部太平洋条約海域におけるいとまきえい科の採捕を禁止すること
  - ② 許可省令第43条の規定において、採捕したいとまきえい科の販売を禁止する海域として中西部太平洋条約海域を追加することを定めることとする。

